○農林水産省告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字石坂三五九八の一三、三五九八の二一、字岩ノ下三七〇八の一から三七〇八の三まで、三七〇八の五、三七〇八の九から三七〇八の一三まで、三七〇八の一六、三七〇八の一八、三七〇八の二一、三七〇九、三七一〇、三七一六、三七一九、字白木四〇二〇、四〇二一の三、四〇二一の四、四〇二三の一、四〇七二の六、四〇八四、四〇八九の一、四〇九〇の一、四〇九四、四〇九七の一、四一〇一の一、字以後の平四一三八の一（次の図に示す部分に限る。）、四一三八の二、四一三八の三、四一三八の七から四一三八の一〇まで、四一三八の一二、四一三九、四一四〇の二から四一四〇の四まで、四一四〇の六、四一四〇の九から四一四〇の一二まで、四一四〇の一四、四一四〇の一八、四一四〇の二三、四一四〇の二五、四一四〇の二七、四一四四、四一四七の一、四一六二、四一六七、四一六八の三、四一六八の四、四一六八の六、四一六八の一〇、四一六八の一一、四一八一の一、四一八一の三、四一八一の四、四一八二、字小田四一〇五の一、四一〇五の一〇から四一〇五の一七まで、四一〇五の一九、四一〇六の一から四一〇六の三まで、四一〇六の五、四一〇六の七、四一〇六の九、四一〇六の一一、四一〇六の一三、四一〇七の一、四一〇七の二、四一〇七の四から四一〇七の七まで、四一〇八の一、四一〇八の三、四一〇九の一、四一〇九の四、四一〇九の六から四一〇九の八まで、四一一〇九の一二、四一一〇、四一一二、四一一三の一、四一一三の二、四一一六の一（次の図に示す部分に限る。）、四一一六の五、四一一九の三、四一二一の一、四一二二、四一二三、四一二六、四一三〇の一、四一三〇の二、四一三五、四一三六の一、四一三六の四、四一三六の九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡大川村朝谷字中ノ谷一四四の四、一四四の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ谷一四四の四・一四四の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地柚木字田ノ向一一八〇の二、字川上西平一二一七の三九、一二一七の七〇、字おも谷一二六六、一二六七の一、一二六七の三

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田ノ向一一八〇の二・字おも谷一二六七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　保安林の所在場所　山口県山口市徳地三谷字長畠一〇五五、字的場一〇五九、字休ノ元二二〇七、防府市大字鈴屋字西寺五三一、五三六の一

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字的場一〇五九（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県登米市津山町横山字竹の沢二の四五、二の五一、二の五二、一六七の一八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町奥津字回リ谷三五九の五から三五九の一五まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦